

# 鳥取縣公報

昭和二十二年六月五日 木曜日  
外 號

本報の大きさハ規定規格のA紙

## 條 例

### 鳥取縣條例第十六號

副出納長、選舉管理委員會書記及び監査委員書記の定數條例を次のように定める。  
昭和二十二年六月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

副出納長、選舉管理委員會書記及び監査委員書記の定數條例

第一條 地方自治法の規定による副出納長、選舉管理委員會書記及び監査委員書記の定數を次のように定める。

- 副出納長 一人
- 選舉管理委員會書記 二人
- 監査委員書記 一人

選舉管理委員會書記については、必要に應じ臨時に若干名の定數外を置くことができる。

この條例は、公布の日からこれを施行する。

### 鳥取縣條例第十七號

公聴會参加者等の費用辨償條例を次のように定める。  
昭和二十二年六月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公聴會参加者等の費用辨償條例

第一條 地方自治法第百條第一項の規定により出頭した選舉人その他關係人及び第百九條第五項の規定により常任委員會の招請に應じ公聴會に参加した者に對する費用辨償は、この條例によりそれを受給する。但し、他から費用辨償を受けるときは、この限りでない。

第二條 費用辨償は別表の額による。  
第三條 前二條の外、費用辨償支給に關しては、鳥取縣

昭和二十二年六月五日 外 號

旅費支給規則を準用する。  
 附 則  
 この條例は、公布の日から、これを施行する。

別 表

車馬賃	鐵道賃及船賃	日當	宿泊料
(一杆につき)		一五圓	三〇圓
二〇錢	二等賃金		

◇鳥取縣條例第十八號  
 縣會議員等給與條例を次のように定める。  
 昭和二十二年六月五日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給與條例

第一條 縣會議員、選舉管理委員、縣會議員の中から選任された監査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選舉長、投票立會人、開票立會人及び選舉立會人には、この條例の定めるところにより、報酬又は旅費を支給する。  
 第二條 報酬は別表(一)の額による。

2021.11.19  
 21/5

第三條 年報報酬は年四回に等分し六月、九月、十二月及び翌年三月の各その月の下旬に、これを支給する。  
 第四條 年報報酬は、當選又は選任の月より任期満了、解散、解職、退職、死亡の月まで月割により支給する。但し、任期満了後別項法令により職務を行う者に對しては、その間支給する。  
 第五條 職務のため旅行するときは、別表(二)に定める旅費を支給する。但し、縣會及び委員會の招集に應じ、滞在中は、これを支給しない。  
 第六條 本條例に定めるものの外、報酬の支給に關しては、官吏給與令を、旅費の支給に關しては鳥取縣旅費支給規則を準用する。

附 則

この條例は、昭和二十二年五月三日から、これを適用する。  
 道府縣制第九十三條の規定に依る報酬額及び費用辨償額並びに支給方法條例は、これを廢止する。  
 別表(一)

區 分 報 酬 額

縣會議長	年額	三六、〇〇〇圓
同副議長	同	三〇、〇〇〇圓
縣會議員	同	一四、〇〇〇圓
選舉管理委員	委員長 一選舉につき 委員 同	三、〇〇〇圓 一、〇〇〇圓
監査委員	年額	一、〇〇〇圓
専門委員	同	一、〇〇〇圓
投票管理者	一選舉につき	五〇〇圓
開票管理者	同	二〇〇圓
別表(二)	旅費額	二〇〇圓

區 分 鐵道賃 船賃 車馬賃 日當 甲地 乙地 宿泊料

縣會議長	一等賃金 上級船賃	三〇圓	二五圓	五五圓
同副議長	同	三〇圓	二五圓	五五圓
縣會議員	同	二五圓	二〇圓	四〇圓
選舉管理委員會同委員長及委員	同	二五圓	二〇圓	四〇圓

監査委員	同	二五圓
専門委員	同	二五圓
選舉長	同	二五圓
投票管理者	同	二〇圓
開票管理者	同	二〇圓
立會人	同	二〇圓
立會人	同	一五圓
立會人	同	三〇圓

◇鳥取縣條例第十九號

知事、副知事等の給與條例を次のように定める。  
 昭和二十二年六月五日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

知事、副知事給與條例

第一條 知事、副知事、出納長、學識経験を有する者の中から選任された監査委員、縣會の書記長及び書記、選舉管理委員會書記、監査委員會書記の俸給及び旅費並びに支給方法は、この條例の定めるところによる。  
 第二條 知事、副知事、出納長、副出納長及び監査委員(學識経験を有する者の中から選任された委員)の給料は左による。

昭和二十二年六月五日 第三種郵便物認可 (第三種郵便物認可)

副知事	同	六、〇〇〇圓以内	第二條 この條例施行の際、現に第三條に掲げる職に在る者は、別に辭令を發せられないときは、現に受ける號給に相當する給料を結せられたものとする。
出納長	同	四、五〇〇圓以内	(別表)
副出納長	同	三、五〇〇圓以内	號給
監査委員	同	四、〇〇〇圓以内	給料月額
第三條 縣會の書記長及び書記、選舉管理委員會書記、監査委員書記の給料は別表の額による。			號給
第四條 給料の支給方法については、官吏俸給令を準用する。			給料月額
第五條 旅費は左の各號の定めるところにより、鳥取縣旅費規則を準用する。			號給
一、知事及び副知事は一級官吏に支給する額。			給料月額
二、出納長、副出納長、監査委員及び縣會書記長は二級官吏に支給する額。			號給
三、縣會書記、選舉管理委員會書記及び監査委員書記は三級官吏に支給する額。			給料月額
附 則			號給
第一條 この條例は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。			給料月額

二	三、三三〇圓	十七同	九百五十圓
三	三百六十圓	十八同	千圓
四	三百九十圓	十九同	千五十圓
五	四百二十圓	二十同	千圓
六	四百六十圓	二十一同	千五十圓
七	五百圓	二十二同	千二百圓
八	五百四十圓	二十三同	千三百圓
九	五百八十圓	二十四同	千四百圓
十	六百二十圓	二十五同	千五百圓
十一	六百六十圓	二十六同	千六百圓
十二	七百圓	二十七同	千七百圓
十三	七百五十圓	二十八同	千八百圓
十四	八百圓	二十九同	千九百圓
十五	八百五十圓	三十同	二千圓

昭和二十二年六月五日印刷 鳥取縣公報 (昭和二十二年四月十五日) 第三種郵便物認可